

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 規則 第 30 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2019 年 5 月 22 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 6 月 14 日 規則 第 30 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 船級符号への付記

-1.を次のように改める。

-1. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、8 編 3 章に規定する二酸化炭素放出抑制指標が、当該船舶に適用されるフェーズの削減率よりも厳しいフェーズの削減率を採用した場合 (Ro-ro 貨物船及び Ro-ro 旅客船にあっては、二酸化炭素放出抑制指標規制値がより厳しい場合に限る。) の要求値を満足する船舶に対し、「*Energy Efficiency Design Index-phaseX*」(略号：*EEDI-pX*，ただし，*X* は採用したフェーズを示す。)を船級符号に付記する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.1 一般

3.1.1 適用（附属書 VI 第 19 規則関連）*

-2.及び-3.を次のように改める。

-2. 前-1.にかかわらず，**3.2** 及び **3.3** の規定は次に掲げる船舶には適用しない。

(1) 非従来型の推進装置を有する船舶（ただし，2019 年 9 月 1 日以降に引き渡されるしが行われるクルーズ客船及び LNG 運搬船を除く。）

(2) 砕氷能力を有する貨物船

-3. 前-1.にかかわらず，**3.2** 及び **3.3** の規定は，日本国政府により当該規定の免除を認められた総トン数 400 トン以上の船舶には適用しなくて差し支えない。ただし，次に掲げる船舶を除く。

(1) 2017 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶

(2) 建造契約がない船舶にあつては，2017 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられた船舶又は同様の建造段階にある建造開始段階にある船舶

(3) 2019 年 7 月 1 日以降に引き渡されるしが行われる船舶

(4) 2017 年 1 月 1 日以降に，主要な改造が行われる新船又は現存船

3.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則関連）*

(1)及び(22)を次のように改める。

本章で使用する用語は次に掲げるものとする。

(1) 「新船」とは次の船舶をいう。

(a) 2013 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶

(b) 建造契約がない船舶にあつては，2013 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられた船舶又は同様の建造段階にある建造開始段階にある船舶

(c) 2015 年 7 月 1 日以降に引き渡されるしが行われる船舶

((2)から(21)は省略)

(22) 「2019 年 9 月 1 日以降に引き渡されるしが行われる」船舶とは，次のいずれかをいう。

(a) 2015 年 9 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶

(b) 建造契約がない船舶にあつては，2016 年 3 月 1 日以降にキールが据え付けられた船舶又は同様の建造段階にある建造開始段階にある船舶

(c) 2019 年 9 月 1 日以降に引き渡されるしが行われる船舶

表 8-8 を次のように改める。

表 8-8 二酸化炭素放出抑制指標に関する適用日とリファレンスラインからの削減率

船種	船舶のサイズ	削減率(%)			
		Phase フェーズ 0	Phase フェーズ 1	Phase フェーズ 2	Phase フェーズ 3
		2013 年 1 月 1 日 - 2014 年 12 月 31 日	2015 年 1 月 1 日 - 2019 年 12 月 31 日	2020 年 1 月 1 日 - 2024 年 12 月 31 日	2025 年 1 月 1 日
(省略)					
Ro-ro 貨物船 (自動車運搬船) ⁽³⁾	10,000 DWT -	非適用	5 ⁽²⁾	15	30
Ro-ro 貨物船 ⁽³⁾	2,000 DWT -	非適用	5 ⁽²⁾	20	30
	1,000-2,000 DWT	非適用	0-5 ^{(1) (2)}	0-20 ⁽¹⁾	0-30 ⁽¹⁾
Ro-ro 旅客船 ⁽³⁾	1,000 DWT -	非適用	5 ⁽²⁾	20	30
	250-1,000 DWT	非適用	0-5 ^{(1) (2)}	0-20 ⁽¹⁾	0-30 ⁽¹⁾
非従来型の推進 装置を有するク ルーズ客船 ⁽³⁾	85,000 GT -	非適用	5 ⁽²⁾	20	30
	25,000-85,000 GT	非適用	0-5 ^{(1) (2)}	0-20 ⁽¹⁾	0-30 ⁽¹⁾

- (注) 1. 削減率は、船舶の大きさにより 2 つの値の間で線形補間すること。低い削減率が小さい船舶のサイズに対応する。
2. ~~Phase~~ フェーズ 1 は、2015 年 9 月 1 日から開始する。
3. 削減率は、**3.1.2(22)**に規定される 2019 年 9 月 1 日以降に引き渡されるが行われる船舶に適用する。

表 8-9 を次のように改める。

表 8-9 船種毎のリファレンスライン決定定数

3.1.2 に定義される船種	a	b	c
(4) ばら積貨物船	961.79	船舶の載貨重量トン数（以下、本表 において「DWT」という。）	0.477
(5) ガス運搬船	1120.00		0.456
(6) タンカー	1218.80		0.488
(7) コンテナ船	174.22		0.201
(8) 一般貨物船	107.48		0.216
(9) 冷凍運搬船	227.01		0.244
(10) 兼用船	1219.00		0.488
(12) Ro-ro 貨物船(自動車運搬船)	DWT/GT<0.3 の場合, (DWT/GT) ^{-0.7} ×780.36 DWT/GT≥0.3 の場合, 1812.63		0.471
(13) Ro-ro 貨物船	1405.15	<u>DWT</u>	0.498
	<u>1686.17⁽¹⁾</u>	(i) <u>DWT≤17,000 の場合, DWT⁽¹⁾</u> (ii) <u>DWT > 17,000 の場合, 17,000⁽¹⁾</u>	
(14) Ro-ro 旅客船	752.16	<u>DWT</u>	0.381
	<u>902.59⁽¹⁾</u>	(i) <u>DWT≤10,000 の場合, DWT⁽¹⁾</u> (ii) <u>DWT > 10,000 の場合, 10,000⁽¹⁾</u>	
(17) LNG 運搬船	2253.7	<u>DWT</u>	0.474
(18) 非従来型の推進装置を有するクルーズ客船	170.84	船舶の総トン数 (GT)	0.214

- (注) 1. フェーズ 2 及びそれ以降に使用すること。ただし、本会が適当と認める場合には、フェーズ 1 に使用することができる。

附 則

- この規則は、2019 年 9 月 1 日から施行する。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 達 第 20 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2019 年 6 月 14 日 達 第 20 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面及びその他の書類

-3.(1)を次のように改める。

-3. 規則 2 編 2.1.2-3.にいう二酸化炭素放出抑制に関する資料の詳細は次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素放出抑制指標計算書とは、二酸化炭素放出抑制指標の計算条件に関する基本的な情報が記載された文書であり、当該資料には次の項目を含めること。
 - (a) 次の i) から iii) のいずれかの情報、主/補機出力、推定船速並びに主及び補機燃費等の基礎データ（各データ値を示したもの。主機及び補機の燃費を示す原動機取扱手引書のコピー等も併せて添付すること。）
 - i) Ro-ro 貨物船（自動車運搬船）の場合、総トン数及び載貨重量
 - ii) 旅客船及び非従来型の推進装置を有するクルーズ客船の場合、総トン数
 - iii) 前 i) 及び ii) に掲げる船舶以外の船舶の場合、載貨重量
 - ((b) から (i) は省略)
- ((2) は省略)

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.3 を次のように改める。

3.3 二酸化炭素放出抑制指標規制値（附属書 VI 第 21 規則関連）

-1. 規則表 8-8 において、フェーズ 0 に該当する船舶とは、次のいずれかに該当する新船をいう。

- (1) 2013 年 1 月 1 日~~から~~以降 2014 年 12 月 31 日~~まで~~以前に建造契約が行われる船舶であって、2019 年 1 月 1 日~~より前に~~引き渡される~~しが行われる船舶もの~~
- (2) 2013 年 1 月 1 日~~より前に~~建造契約が行われる船舶であって、2015 年 7 月 1 日以降 2019 年 1 月 1 日~~より前に~~引き渡される~~しが行われる船舶もの~~
- (3) 建造契約がない場合は、次の(a)又は(b)に該当する船舶
 - (a) 2013 年 7 月 1 日以降 2015 年 7 月 1 日~~より前に~~キールが据え付けられ又は同様の建造段階にあり建造開始段階にある船舶であって、2019 年 1 月 1 日~~より前に~~引き渡される~~しが行われる船舶もの~~
 - (4b) 建造契約がない場合は、2013 年 7 月 1 日~~より前に~~キールが据え付けられ又は同様の建造段階にあり建造開始段階にある船舶であって、2015 年 7 月 1 日以降 2019 年 1 月 1 日~~より前に~~引き渡される~~しが行われる船舶もの~~

-2. 規則表 8-8 において、フェーズ 1 に該当する船舶とは、次のいずれかに該当する新船をいう。

- (1) 2015 年 1 月 1 日~~から~~以降 2019 年 12 月 31 日~~まで~~以前に建造契約が行われる船舶であって、2024 年 1 月 1 日~~より前に~~引き渡される~~しが行われる船舶もの~~
- (2) 2015 年 1 月 1 日~~より前に~~建造契約が行われる船舶であって、2019 年 1 月 1 日以降 2024 年 1 月 1 日~~より前に~~引き渡される~~しが行われる船舶もの~~
- (3) 建造契約がない場合は、次の(a)又は(b)に該当する船舶
 - (a) 2015 年 7 月 1 日以降 2020 年 7 月 1 日~~より前に~~キールが据え付けられ又は同様の建造段階にあり建造開始段階にある船舶であって、2024 年 1 月 1 日~~より前に~~引き渡される~~しが行われる船舶もの~~
 - (4b) 建造契約がない場合は、2015 年 7 月 1 日~~より前に~~キールが据え付けられ又は同様の建造段階にあり建造開始段階にある船舶であって、2019 年 1 月 1 日以降 2024 年 1 月 1 日~~より前に~~引き渡される~~しが行われる船舶もの~~

-3. 規則表 8-8 において、フェーズ 2 に該当する船舶とは、次のいずれかに該当する新船をいう。

- (1) 2020 年 1 月 1 日~~から~~以降 2024 年 12 月 31 日~~まで~~以前に建造契約が行われる船舶であって、2029 年 1 月 1 日~~より前に~~引き渡される~~しが行われる船舶もの~~
- (2) 2020 年 1 月 1 日~~より前に~~建造契約が行われる船舶であって、2024 年 1 月 1 日以降 2029 年 1 月 1 日~~より前に~~引き渡される~~しが行われる船舶もの~~
- (3) 建造契約がない場合は、次の(a)又は(b)に該当する船舶
 - (a) 2020 年 7 月 1 日以降 2025 年 7 月 1 日~~より前に~~キールが据え付けられ又は同様の

~~の建造段階にあり建造開始段階にある船舶であって、2029年1月1日より前に引き渡されるしが行われる船舶もの~~

~~(4b) 建造契約がない場合は、2020年7月1日より前にキールが据え付けられ又は同様の建造段階にあり建造開始段階にある船舶であって、2024年1月1日以降2029年1月1日より前に引き渡されるしが行われる船舶もの~~

-4. 規則表 8-8 において、フェーズ 3 に該当する船舶とは、次のいずれかをいう。

(1) 2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶

(2) 建造契約がない場合は、2025 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる又は同様の建造段階建造開始段階にある船舶

(3) 2029 年 1 月 1 日以降に引き渡されるしが行われる船舶

-5. 規則表 8-9 の脚注にいう「本会が適当と認める場合」とは、決議 MEPC.301(72)第 4 節に基づき、新しいリファレンスライン決定定数に関する附属書 VI の改正を 2019 年 9 月 1 日前に使用することを日本国政府が認める場合をいう。

(-6.は省略)

附 則

1. この達は、2019 年 9 月 1 日から施行する。